

## 創価大学学位規則

昭和50年4月1日規則第7号

(趣旨)

**第1条** 創価大学（以下「本学」という。）が学位を授与するについては、学位規則（昭和28年文部省令第9号）及び創価大学学則（以下「学則」という。）、創価大学通信教育部学則（以下「通教学則」という。）、創価大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(学位の種類)

**第2条** 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

(1) 学部

学部	学科	学位（専攻分野）
経済学部	経済学科	学士（経済学）
法学部	法律学科	学士（法学）
文学部	人間学科	学士（文学）
経営学部	経営学科	学士（経営学）
教育学部	教育学科	学士（教育学）
	児童教育学科	
理工学部	情報システム工学科	学士（工学）
	共生創造理工学科	学士（理工学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）
国際教養学部	国際教養学科	学士（国際教養学）

(2) 大学院

研究科	専攻	学位（専攻分野）
経済学研究科	経済学専攻	修士（経済学） 博士（経済学）
法学研究科	法律学専攻	修士（法学） 博士（法学）
文学研究科	英文学専攻	修士（英文学） 博士（英文学）
	社会学専攻	修士（社会学） 博士（社会学）
	教育学専攻	修士（教育学） 博士（教育学）
	人文学専攻	修士（人文学） 博士（人文学）
	国際言語教育専攻	修士（教育学）
工学研究科	情報システム工学専攻	修士（工学） 博士（工学）
	生命情報工学専攻	修士（工学） 博士（工学）
	環境共生工学専攻	修士（工学） 博士（工学）
国際平和学研究科	国際平和学専攻	修士（国際平和学）

(3) 専門職大学院

研究科	専攻	学位（専攻分野）
法務研究科	法務専攻	法務博士（専門職）
教職研究科	教職専攻	教職修士（専門職）

(学位授与の要件)

**第3条** 学士の学位は、学則及び通教学則の定めるところにより、本学に4年以上在学して、所定の単位を修得した者に授与する。ただし、早期卒業者として卒業を許可されるものに対しては、3年以上の在学期間で授与する。

**第3条の2** 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、博士前期課程又は修士課程に2年